

○総務省令第二十六号

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）及び年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一から別表第五までの規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣 金子 恭之

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前	
	<p>（法別表第一の総務省令で定める事務）</p> <p>第一条 [略]</p> <p>[2] 86 略</p> <p>87 法別表第一の六十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>[一] 五 略</p> <p>六 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第三十三条第一項の労働者災害補償費又は同令第三十四条第一項の労働者災害補償費の支給の要件に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査</p> <p>七 労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）第七条の障害特別年金、同令第九条の遺族特別年金若しくは同令第十一条の傷病特別年金又は労働者災害補償保険法施行規則第三十三条第一項の労働者災害補償費若しくは同令第三十四条第一項の労働者災害補償費の支給を受けている者又はその支給対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>[88] 100 略</p> <p>101 法別表第一の七十一の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>[一] 七 略</p> <p>[102] 104 略</p> <p>105 法別表第一の七十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>[一] 十 略</p> <p>[削る]</p> <p>[106] 108 略</p> <p>109 法別表第一の七十三の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>[一] 四 略</p> <p>[削る]</p>	<p>（法別表第一の総務省令で定める事務）</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>[2] 86 同上</p> <p>87 [同上]</p> <p>[一] 五 同上</p> <p>六 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第三十三条第一項の労働者災害補償費又は同令第三十四条第一項の労働者災害補償費の支給の要件に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査</p> <p>七 労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）第七条の障害特別年金、同令第九条の遺族特別年金若しくは同令第十一条の傷病特別年金又は労働者災害補償保険法施行規則第三十三条第一項の労働者災害補償費若しくは同令第三十四条第一項の労働者災害補償費の支給を受けている者又はその支給対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>[88] 100 同上</p> <p>101 法別表第一の七十一の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>[一] 七 同上</p> <p>[102] 104 同上</p> <p>105 [同上]</p> <p>[一] 十 同上</p> <p>十一 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための第四号の規定により確認した情報の提供</p> <p>[106] 108 同上</p> <p>109 [同上]</p> <p>[一] 四 同上</p> <p>五 独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための前号の規定により確認した情報の提供</p>	

110 法別表第一の七十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕八 略

111 法別表第一の七十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 略

〔12 略

113 法別表第一の七十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕十四 略

〔14 略

137 法別表第一の八十一の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 略

三 独立行政法人農業者年金基金法による給付の裁定又は支給の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四 略

五 略

六 独立行政法人農業者年金基金法による給付の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（以下この項において「平成十三年改正前農業者年金基金法等」という。）による給付の裁定又は支給の請求をすると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

八 平成十三年改正前農業者年金基金法等による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

九 略

十 平成十三年改正前農業者年金基金法等による給付の支給を受ける権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔138 略

110 〔同上

〔一〕八 同上

九 独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための第六号の規定により確認した情報の提供

111 〔同上

〔一〕五 同上

六 独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための第四号の規定により確認した情報の提供

113 〔同上

〔一〕十四 同上

十五 独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第十二号の規定による資金の貸付けのための第十一号の規定により確認した情報の提供

〔14 略 同上

137 〔同上

〔一〕二 同上

〔新設

三 同上

四 同上

〔新設

〔新設

五 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）による改正前の農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成二年法律第二十一号）による改正前の農業者年金基金法（次号において「平成十三年改正前農業者年金基金法等」という。）による給付の裁定若しくは支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答

六 同上

〔新設

〔138 同上

<p>167 法別表第一の百七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 「一・二 略」 三 公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 四 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 五 〔略〕 六 〔略〕 七 〔略〕 八 公営住宅法第二十九条第七項又は第三十二条第三項の金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 九 〔略〕 十 〔略〕 十一 〔略〕 十二 公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 十三 〔略〕 十四 〔略〕 十五 公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認 十六 〔略〕 〔168～183 略〕</p> <p>第二条 〔略〕 〔2～18 略〕</p> <p>19 法別表第二の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 「一～十二 略」 十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 〔20～33 略〕 34 法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 「一・二 略」 三 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次条第三十一項第八号、第四条第三十三項第三号及び第五条第三十項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 〔四 略〕 〔35～52 略〕</p>	<p>167 「同上」 「一・二 同上」 〔新設〕 〔新設〕 三 〔新設〕 四 〔同上〕 五 〔同上〕 〔新設〕 六 〔同上〕 七 〔同上〕 八 〔同上〕 九 〔同上〕 十 〔同上〕 十一 〔同上〕 十二 〔新設〕 十三 〔同上〕 十四 〔同上〕 十五 〔同上〕 十六 〔同上〕 〔168～183 同上〕</p> <p>第二条 〔同上〕 〔2～18 同上〕</p> <p>19 「同上」 「一～十二 同上」 十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 〔20～33 同上〕 34 「同上」 「一・二 同上」 三 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。第三条第三十項第八号、第四条第三十三項第三号及び第五条第二十九項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 〔四 同上〕 〔35～52 同上〕</p>
---	---

53 法別表第二の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
 一・二 略
 三 公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 四 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 五 略
 六 略
 七 公営住宅法第二十九条第七項又は第三十二条第三項の金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 八 公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 九 略
 十 略
 十一 略
 十二 公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 十三 略
 十四 略
 十五 公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 十六 略
 54 法別表第二の八の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
 一 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 二 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 三 略
 四 略
 五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 六 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 七 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号。次条第六十項第七号、第四条第五十三項第七号及び第五条第六十項第七号において「平成八年改正法」という。)による改正前の公営住宅法(以下この項において「旧公営住宅法」という。)第十二条第二項(旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第三項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 九 略
 十 略

53 〔同上〕
 一・二 同上
 〔新設〕
 三 〔新設〕
 四 〔同上〕
 五 〔同上〕
 〔新設〕
 六 〔同上〕
 七 〔同上〕
 八 〔同上〕
 九 〔同上〕
 十 〔同上〕
 〔新設〕
 十一 〔同上〕
 54 〔新設〕
 一 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 二 同上
 三 同上
 〔新設〕
 四 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号。第三条第五十九項第四号、第四条第五十三項第四号及び第五条第五十九項第四号において「平成八年改正法」という。)による改正前の公営住宅法(以下この項において「旧公営住宅法」という。)第十二条第二項(旧公営住宅法第二十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは割増賃料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 〔新設〕
 五 同上
 六 同上

55 法別表第二の八の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 家賃又は敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
- 三 入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

〔56〕
〔58〕 略

第三条 〔略〕
(法別表第三の総務省令で定める事務)

20 法別表第三の六の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 職業転換給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 職業転換給付金の支給を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

21 法別表第三の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 〔一〕十二 略
- 十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

23 法別表第三の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 〔一・二〕 略
- 三 公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
- 四 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
- 五 略
- 六 略
- 七 略
- 八 公営住宅法第二十九条第七項又は第三十二条第三項の金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
- 九 略
- 十 略
- 十一 略
- 十二 公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
- 十三 略
- 十四 略
- 十五 公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
- 十六 略

55 〔同上〕

- 一 特定優良賃貸住宅に係る入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除にあたり入居者の氏名又は住所の変更の事実の確認

〔56〕
〔58〕 同上

第三条 〔同上〕
(法別表第三の総務省令で定める事務)

〔2〕19 同上

- 〔新設〕
- 〔新設〕

21 〔同上〕

- 〔一〕十二 同上
- 十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

22 〔同上〕

- 〔一・二〕 同上
- 〔新設〕
- 三 同上
- 四 同上
- 五 同上
- 六 同上
- 七 同上
- 八 同上
- 〔新設〕
- 九 同上
- 十 同上
- 十一 同上
- 〔新設〕
- 十二 同上
- 十三 同上
- 十四 同上
- 十五 同上
- 十六 同上

<p>62〓67〓 〔略〕</p> <p>〔法別表第四の総務省令で定める事務〕</p> <p>第四条 〔略〕</p> <p>〔2〓17 略〕</p> <p>18 法別表第四の四の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〓十二 略〕</p> <p>十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>〔19〓51 略〕</p> <p>52 法別表第四の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認</p>	<p>60〓</p> <p>一 法別表第三の二十三の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 〔略〕</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認</p> <p>六 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認</p> <p>七 〔略〕</p> <p>八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第三項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認</p> <p>九 〔略〕</p> <p>十 〔略〕</p> <p>61〓</p> <p>法別表第三の二十三の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>二 家賃又は敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認</p> <p>三 入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p>
<p>61〓66〓 〔同上〕</p> <p>〔法別表第四の総務省令で定める事務〕</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>〔2〓17 同上〕</p> <p>18 〔同上〕</p> <p>〔一〓十二 同上〕</p> <p>十三 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p> <p>〔19〓51 同上〕</p> <p>52 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>59〓</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>60〓</p> <p>〔同上〕</p> <p>一 特定優良賃貸住宅に係る入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除にあたり入居者の氏名又は住所の変更の事実の確認</p>

四 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 五 略
 六 略
 七 略
 八 公営住宅法第二十九条第七項又は第三十二条第三項の金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 九 略
 十 略
 十一 略
 十二 公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 十三 略
 十四 略
 十五 公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 十六 略
 53 法別表第四の七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
 一 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 二 略
 三 略
 四 略
 五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 六 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 七 略
 八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第三項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 九 略
 十 略
 54 法別表第四の七の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
 一 入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 二 家賃又は敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認
 三 入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三 略
 四 略
 五 略
 六 略
 七 略
 八 略
 九 略
 十 略
 十一 略
 53 同上
 54 同上
 一 特定優良賃貸住宅に係る入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 二 特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除にあたり入居者の氏名又は住所の変更の事実の確認

〔55～57 略〕

〔55～57 同上〕

第五條 (法別表第五の総務省令で定める事務) [略]

19 法別表第七号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 職業転換給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二 職業転換給付金の支給を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

21 法別表第八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

22 法別表第二十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

二 公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

三 公営住宅法第二十九条第七項又は第三十二条第三項の金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

四 公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

五 公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

六 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

七 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

八 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

九 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

十 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

十一 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

十二 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

第五條 (法別表第五の総務省令で定める事務) [同上]

21 同上

20 同上

一 児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二 同上

三 同上

四 同上

五 同上

六 同上

七 同上

八 同上

九 同上

十 同上

十一 同上

十二 同上

十三 同上

十四 同上

十五 同上

十六 同上

十七 同上

十八 同上

<p>四 〔略〕</p> <p>五 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認</p> <p>六 住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認</p> <p>七 〔略〕</p> <p>八 住宅地区改良法第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第十二条第三項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認</p> <p>九 〔略〕</p> <p>十 〔略〕</p> <p>61 法別表第五第二十八号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>二 家賃又は敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認</p> <p>三 入居者及び同居者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認</p>	<p>三 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>六 〔同上〕</p> <p>60 〔同上〕</p> <p>一 特定優良賃貸住宅に係る入居者の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</p> <p>〔新設〕</p> <p>二 特定優良賃貸住宅に係る賃貸借契約の解除にあたり入居者の氏名又は住所の変更の事実の確認</p>
<p>62 〔略〕</p> <p>67 〔略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>61 〔同上〕</p> <p>66 〔同上〕</p>

附 則
この省令は、令和四年四月一日から施行する。